

法教育 シンポジウム

ひら

- 未来を拓く法教育 -

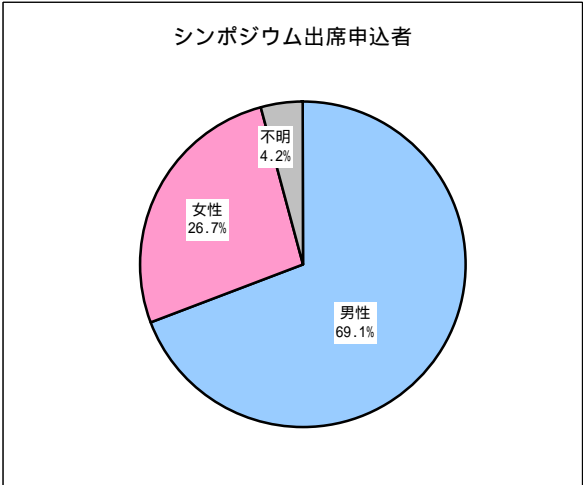


アンケート等 集計結果

日 時 平成16年11月21日(日)午後2時から午後5時まで
場 所 東京都中央区築地 浜離宮朝日ホール

法教育シンポジウム出席申込者の内訳

シンポジウム出席申込者 236名
 うち 男性 163名
 女性 63名
 不明 10名

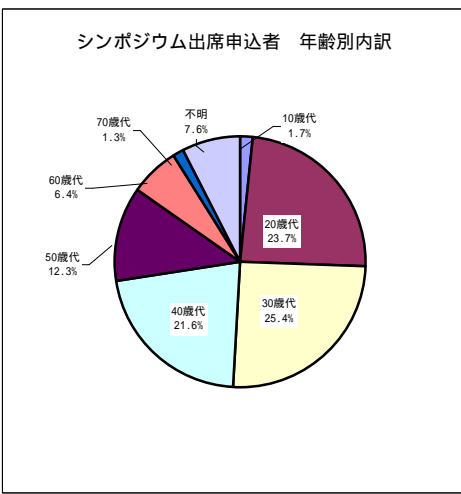


都道府県別内訳

北海道	5	石川県	-	岡山県	-
青森県	2	福井県	1	山梨県	2
岩手県	1	山梨県	3	山梨県	-
宮城県	1	長野県	7	徳島県	1
秋田県	1	岐阜県	1	香川県	2
山形県	-	静岡県	4	愛媛県	-
福島県	1	愛知県	3	高知県	-
茨城県	14	三重県	1	福岡県	1
栃木県	4	滋賀県	-	佐賀県	-
群馬県	1	京都府	1	長崎県	-
埼玉県	17	大阪府	3	熊本県	4
千葉県	15	兵庫県	3	大分県	-
東京都	105	奈良県	2	宮崎県	-
神奈川県	22	和歌山県	1	鹿児島県	2
新潟県	3	鳥取県	-	沖縄県	-
富山県	-	島根県	-	不明	2

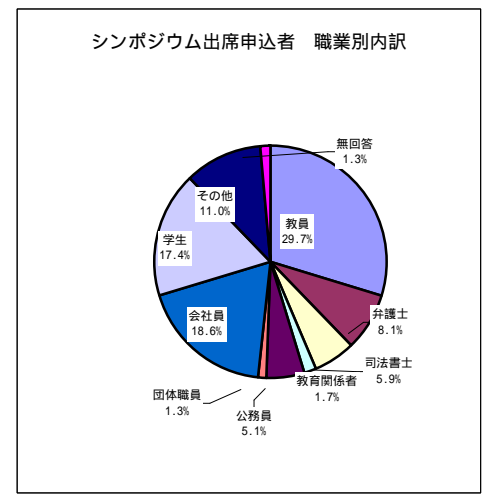
年齢別内訳

10歳代	4名
20歳代	56名
30歳代	60名
40歳代	51名
50歳代	29名
60歳代	15名
70歳代	3名
不明	18名



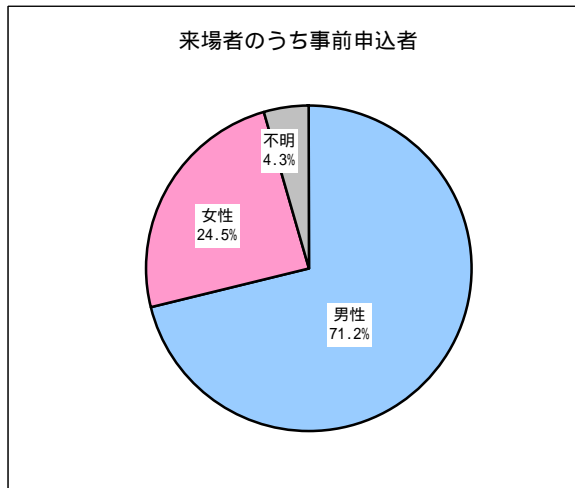
職業別内訳

教員	70名	その他	26名
弁護士	19名	無回答	3名
司法書士	14名		
教育関係者	4名		
公務員	12名		
団体職員	3名		
会社員	44名		
学生	41名		



法教育シンポジウム来場者のうち事前申込者の内訳

来場者のうち事前申込者 184名
 うち 男性 131名
 女性 45名
 不明 8名

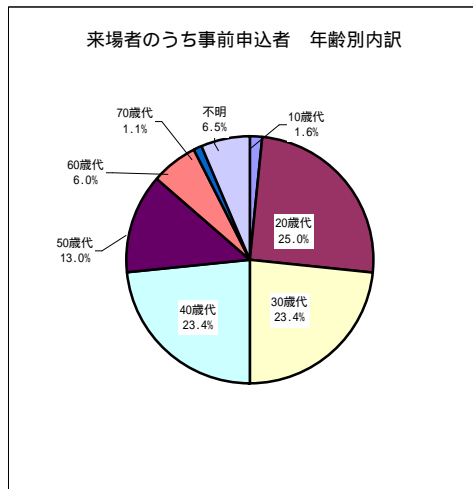


都道府県別内訳

北海道	5	石川県	-	岡山県	-
青森県	2	福井県	1	山梨県	2
岩手県	1	山梨県	3	山梨県	-
宮城県	1	長野県	7	徳島県	1
秋田県	1	岐阜県	1	香川県	2
山形県	-	静岡県	4	愛媛県	-
福島県	1	愛知県	2	高知県	-
茨城県	11	三重県	1	福岡県	1
栃木県	1	滋賀県	-	佐賀県	-
群馬県	-	京都府	-	長崎県	-
埼玉県	13	大阪府	3	熊本県	4
千葉県	13	兵庫県	3	大分県	-
東京都	77	奈良県	2	宮崎県	-
神奈川県	15	和歌山県	1	鹿児島県	2
新潟県	2	鳥取県	-	沖縄県	-
富山県	-	島根県	-	不明	1

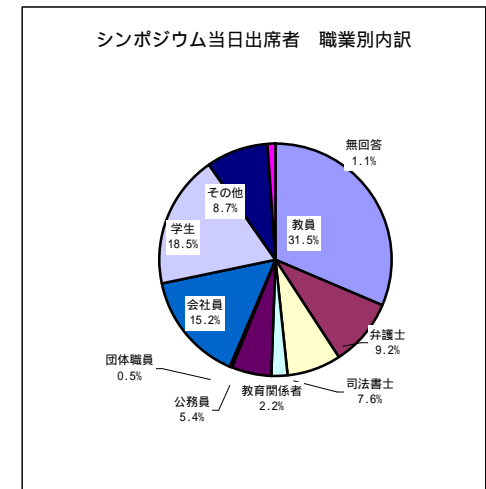
年齢別内訳

10歳代 3名
 20歳代 46名
 30歳代 43名
 40歳代 43名
 50歳代 24名
 60歳代 11名
 70歳代 2名
 不明 12名



職業別内訳

教員 58名 その他 16名
 弁護士 17名 無回答 2名
 司法書士 14名
 教育関係者 4名
 公務員 10名
 団体職員 1名
 会社員 28名
 学生 34名



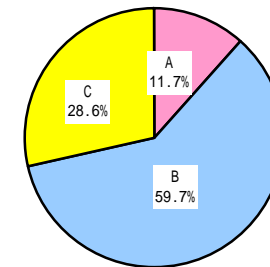
出席申込者に対する事前アンケート結果

(出席申込者236人中，回答者77人)

Q1 「法教育」がどのような内容の教育を指すか御存知ですか。

- | | | |
|---|-----------------------------|-----|
| A | まったく知らない | 9人 |
| B | 新聞などで読んで，何となく知っている。 | 46人 |
| C | 自分も法教育に興味やかかわりがあり，詳しく知っている。 | 22人 |

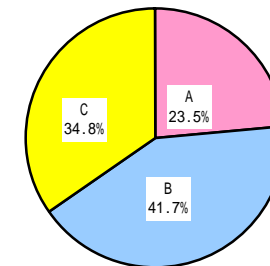
Q1 「法教育」がどのような内容の教育を指すか御存知ですか。



Q2 「法教育」について，特にどのようなことさらに関心がありますか（複数回答可）。

- | | | |
|---|--------------------------|-----|
| A | 「法教育」とは何かについての分かりやすい解説 | 31人 |
| B | 「法教育」の具体的な教材内容や授業の様様 | 55人 |
| C | 「法教育」についての学校の先生方や法律家の考え方 | 46人 |

Q2 「法教育」について，特にどのようなことさらに関心がありますか。



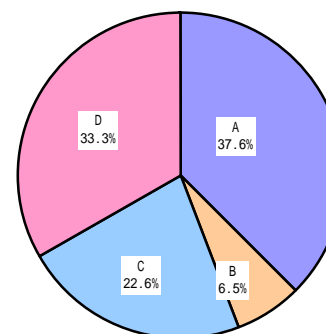
来場者に対する事後アンケート結果

(来場者235人中、回答者93人)

Q1 本日のシンポジウムをどのような方法で知りましたか。

A 法務省ホームページ	35人
B 他のホームページ	6人
C チラシ	21人
D その他	31人

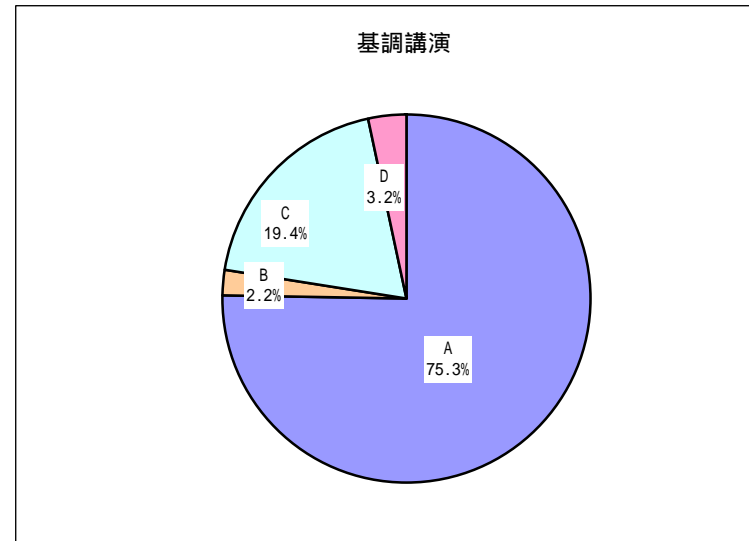
本日のシンポジウムをどのような方法で知りましたか



Q2 本日のシンポジウムの内容は、今後の参考になりましたか。

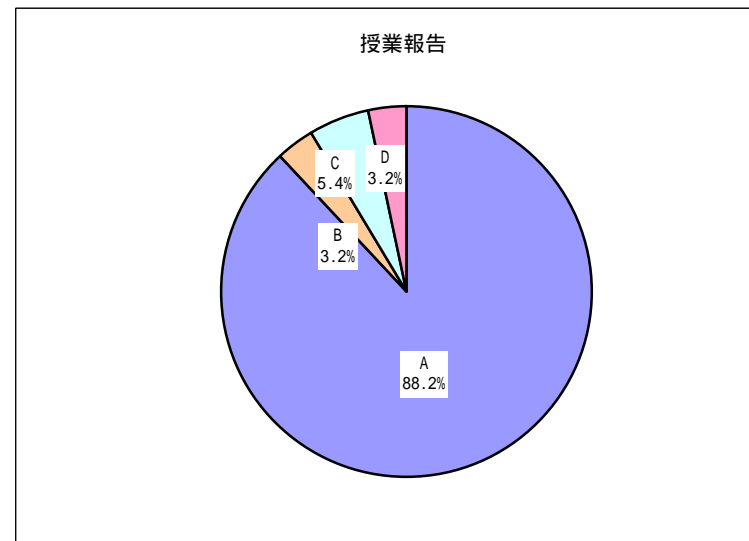
基調講演

A	参考になった。	70人
B	参考にならなかった。	2人
C	どちらでもない。	18人
D	無回答	3人



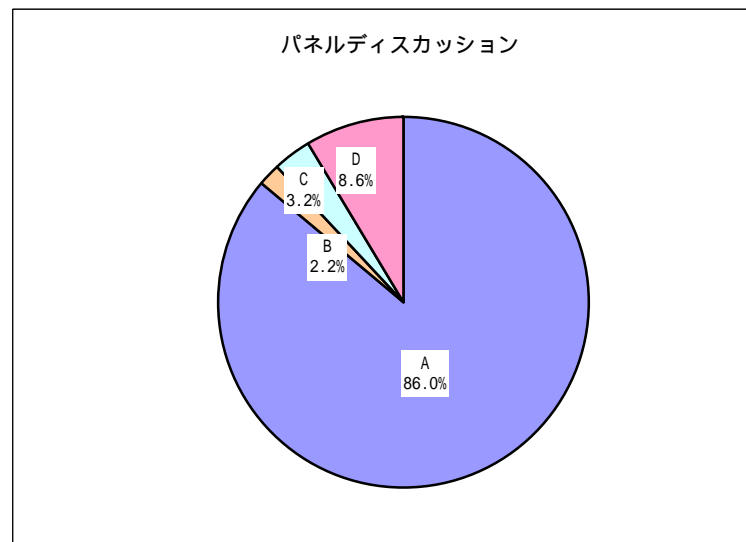
授業報告

A	参考になった。	82人
B	参考にならなかった。	3人
C	どちらでもない。	5人
D	無回答	3人



パネルディスカッション

A	参考になった。	80人
B	参考にならなかった。	2人
C	どちらでもない。	3人
D	無回答	8人



基調講演の御意見など（どのような点が参考になった，あるいは，参考にならなかったでしょうか。）

抽象的な理念についてはあまり参考にならなかったように思われた。

意外と言っては失礼したが，法律学者の講演の割には大変興味を持てた。

これまでの法学について取り扱う社会諸教科について文部科学省の考え方について教科書執筆者の佐藤先生からお話を伺うことができたことが大いに参考となった。

法教育については，だいたい思っていた通りであったが，中学校公民学習の大切さが分かった。議論する大切さは，やはり今身に付けさせたい力の最大のものである。

話が抽象的に感じた。従前の社会科の教科書の話などは共感する部分も多かったが，法教育について，もう一步踏み込んだ話が聞きたかった。

司法制度改革と法教育の関係

法教育の重要性について分かりやすく説明がされた。

受験勉強重視の中で，法教育をやるのは周囲の反対（障害）も多く，やる前からあきらめかけていたのですが，佐藤先生の明晰なお話により勇気をもらいました。やはり我々がやらねば！と思った次第です。ありがとうございました。

司法制度改革が，他の諸改革と方向性を同じくして進められていることが説明でわかった。

なぜ「法教育」ということばが突然出てきたかが分かりました。

法教育の事例と全体を知れたこと。

法教育の定義・意味・意図をとってもわかりやすくお話いただいたので，今回初めて「法教育」に興味を持った私の中で整理することができた。

改革の中心として活躍している人の話が直接聞けて，趣旨がよくわかった。

制度の概要紹介から一步進むべき背景とポイントが要領よく整理され，理解が進んだ。

従来の社会科における司法の学習とこれから必要とされる学習内容の明解な比較

現在の法教育の状況をうかがい知ることができました。これからの裁判員制度開設に向けて，子供たちに司法を知ってもらおうということは重要な課題であると思います。

まとめとしては参考になりました。しかしポイントを絞っていただければなおよかった。

「法教育」というものの情報共有。でもちょっとかたかったかも

教育の場で考えねばならないことは理解できました。しかし，それがいかに実践するかということには触れられず，それは，また，現場においてはとても難しいものと感じられました。

法についての考え方が必要ということ

消費者教育の現場で考えていることと通じるものがあります。

講演時間が短すぎる。

佐藤教授の力強いお言葉を聞かせていただき、感銘を受けるものがありました。実際の司法制度改革や法教育の検討という動きは本当に望まれるものであり、これからも推進のため活躍されることを願っています。

多くの内容が配布された報告書に書いてあるので、それを読めば事足りると思う。

全般的な説明となり参考になった(ただ、法律(報告書)などの説明を重点的に話されていたので、もう少し教育的な話がほしかった)

これからの法教育について、法律実務家の方々に書籍の一節を紹介していただいた点。実際に本文を読みたいと思う。

現在の試みと識者達の考えを少し知ることができた。

中学校での法教育の問題点がわかった点

自分の言葉が少ない

法律の専門家からの体系的な法教育の流れの説明

概論的な面からの内容

なんとなく分かった
 ・社会科、公民科教育の流れ
 説明不足
 ・法教育とは何か(法, ルール, 司法, 法律)の違い, 用語の定義, 整理
 ・レジュメは項目だけでなく内容の骨子も入れること

”これからの法教育について”の時間が少なくて残念でした。

あるべき法教育の背景が見えたような気がした。

言葉が難しい。受験を思い出しました。

歴史認識を背景とした法教育の現状が学べた。

法教育のこれまでの流れや、これからの課題がよく分かりました。

国民一人ひとりが法をもっと身近に感じ、積極的に利用できる力が求められていることを再認識した。

様々ありました。特に、法教育の”今”が知れたことがありがたかったです。授業報告も勉強になりました。

時間が短かったため、概説的になってしまったのが残念。歴史的な説明がもう少し聞きたかった。

法教育についてこれから目指すべき方向を分かりやすく講義していただいたと思います。

法教育研究会の概要を書いたものを読めば分かるような内容であった。しかし、永年法律を研究し、教科書も執筆された経験者のお言葉として傾聴に値するものであった。

法教育の事がだんだん教育に取り組んでいっている事がわかったから

日本の近代史の変遷の過程を振り返りながら法教育をとらえている面で深い理解を得られた点

「法教育」とはそもそもどんなものか、現在行われている教育の何が問題かという基本的な考え方がわかったこと

日常生活の中で法の必要性を感じています。義務や責任なしの自由がひとり歩きしているようで法教育をぜひ先行してほしい

短い時間の中で法教育の意味や背景についてよくまとめられていた講演ではあったと思いますが、新たな知識となることはできませんでした。

講演の内容は一般的な事柄が中心でしたので率直に申し上げてあまり参考にはなりませんでしたが、しかしながら、講演されている先生のお姿や口調がとても気迫に満ちておられたのでまさにテーマに相応しい未来を拓く法教育の重要性を実感することができました。

法教育で育成されるべき能力

簡単に大切な点をまとめてお話しただいて、法教育についてあまり知識の少ない私にとっても、とても分かりやすくありがたかった。

法教育の制度的背景が理解できた

法教育の基本

話が少し難しかった

法学部が中学・高校の社会科の教師を育ててこなかった背景や状況を知りたかった。

法教育の考え方（知識だけではなく、法の精神を知らせるという点に重きをおくという点）

ピンとこない。切迫した事例が必要だ！

このような取り組みの発端は裁判員制度における基盤整備の意味が大きいのではないか

どのような背景で法教育が出てきたか理解できた。

従前の公民教育の流れと問題点と社会的背景を関連付けて、また、法教育の理念と取り組みを簡潔にまとめて提示していただいたこと。シンポジウムの前理解・共通認識をもてたこと。

元々、自分が法教育全体について詳しくなかったので理解できたと思います。

なぜ、今、「法教育か」について要約的に的を射た説明でよかったですと思います。

大学での一般教養での講義内容なら今回のような一般論でもよいかもしれませんが。また確かに基調講演ですから基本となる考えの提示にとどめたのかもしれませんが。でも、もう少し新しい見方やはっとするような考えをぜひだしていただきたかったです。

既存の学校教育に対する先生の認識、そしてあるべき法教育について憲法、消費者を関連付けて分かり易くお話しされ、大変理解できました。今まであまりに私達が法について無関心だったか、そしてそれが政治や社会を住みにくくしたか、その責任を感じました。

今後の日本における「法」の在り方、とらえ方について、何故、戦後の新憲法下においても国民の「法」意識が戦前と変わらなかったのか等

従来法教育がなされなかった背景（法が市民のものでなかった背景）が理解でき参考になった。立憲主義の意義の平易な説明が的を射ており参考になった。

歴史的な流れとともに今後の向かうべき方向が見えた気がする。

社会科教育の執筆について参考になった

授業報告の御意見など（どのような点が参考になった，あるいは，参考にならなかったでしょうか。）

実際に授業を受けている生徒の顔が見れた，という点は参考になった。

ビデオを使用して実際の授業内容を伝えるのは大変分かりやすかった。ただ，それぞれの先生の「小括」の時間が短すぎたように思う。

すべてが恵まれた条件下にある学校による実践であり，すべての学校で導入出来るか，となると難しいと考える。また，高等学校での事例がほしいところである。

ものすごく具体的でワークシートもそのまま使え，VTRもあり，すぐにでも授業に使用できるレベルで，これだけ具体的な発表は，今までにあまりなくたいへんよかったです。

教材研究にそれぞれの先生が工夫をこらし，また，外部講師との連携など，見習いたい部分が多かった。生徒もたいへん活発に授業参加し，VTRでその様子が見れたのもとても参考になった。

- ・法教育の現場での具体化
- ・法律実務家のかかわり方

現在の学校での授業風景をVTRで見ることができた。私が中学校時代はこんな授業をしてもらえず，うらやましく思った。

子供達が学校教育の中で契約・法律・消費者の権利を学ばせることができましたら親としても家庭教育の中で，地域の中でお互いに学んでいく1歩がはじまると思う。

お二人とも，いろいろと工夫されており，全体的に参考になった。

授業展開とワークシート

授業の準備が大変だとよく分かりました。ビデオもGoodでした。3hのコマが取れるかどうかと悩んでいます。受験に向けての対応とどう並行されているのか聞きたいです（それとも総合的な学習の時間で行っていたのでしょうか？）コマの設定の仕方を知りたかったです。またどうやって生徒の成績をつけるのでしょうか？その点も伺いたかったです。

子供たちの「法教育」への取組み姿勢を見ることができた。

具体例が参考になります。

ビデオを見ることで狙いが明確にイメージできた。法教育の狙いとしては，社会・公共・組織に参加するためにコストを払う意識についても，内容を充実させるべきではないでしょうか。

中学校での学習内容がわかると，小学校では何をやっていけばよいか，まだ漠然とはしているが方向が見えてくる。

現場からの視点は最も重要なものだと思います。この動き，活動を広く活かしていくことがこれからの課題なのだと感じました。

授業（指導）案は参考になった。しかし，私の場合は1～2時間で参加型学習をしています。教材を使わせていただきます。ありがとうございます。

ビデオ！とても状況が伝わる。

参考になる実践でした。やれる機会があるならばやってみたいと思いました。しかし，受験校（古い体質）の中では，そのようなことができません。また，私自身，そこまで深い知識を持っていません。

具体的で今後の教育の在り方だと思います。

吉田先生の授業で、交通事故の損害賠償の問題を話されたが、授業の最後にでも被害者が女性、外国人、子ども、高齢者では基礎収入の算定が違うなど、現状問題とされていることがあると生徒に話してあげて各自で考えてほしいというような形でしめくくるといのはどうでしょうか。そういう指導をされていたならばすみません。

消費生活講座を時々行います。参加してもらって講座を組み立ててみようと思いました。

契約に関する法教育は一生役にたつものと思います。3時間の授業が何倍もの価値であることをいずれ生徒たちも気付くのではないのでしょうか。

私は司法書士として法教育に携わっているが生徒に主体となってもらおう、考えてもらうような内容とまではこれまでなっていなかったように感じた次第です。

指導要領に即しての新しい法教育というものはあまり考えていなかったため教科書とのバランスなど、参考になる部分がありました。実生活との関連や生徒の主体性をうかがえるものであり、とても興味深いものでした。

指導案が報告書に記載されているのでとても参考になると思う。授業の反省ももう少し聞かせてほしかった。

- ・授業の様子がわかり、法教育実践をする上で参考になった。
- ・このところの話ではないかもしれないが、法教育研究会の報告書は現場の教員からするととても参考になった（授業案があるのがとってもよい）。

授業内容やVTRが断片的であってまいち分かりにくかった。

授業分析の報告も入れてほしかった。

ビデオによる報告

ビデオで実際の中学生的の様子が見ることができたのがよかった。

中学生、高校生が「法」に対してもイメージ、反応が実感できた点

法を「自分のこと」としてとらえさせる方法

現場で試みようとしている法教育の内容あるいは目指すべき方向が具体的なイメージをもって理解・認識ができた。同時に法曹実務家の役割も、ある程度つかむことができた。

弁護士のかかわり方

実際に映像で拝見できた点

”私法”教材についての説明はわかりにくかった。はじめに授業の全体像をレクチャーして欲しかった。ビデオは分かりやすくて良かった。”司法”教材についての説明は教材作成の手順や作者たちの考えについて話して下さったのでわかりやすかった。

実際の中学・高校での授業は興味深いものでした。教科や手法については非常に参考になりました。

現在、埼玉県弁護士会消費者問題対策委員会で消費者教育に取り組みつつありますが、方向性が確認できました。

お二人とも「さすが」に落ち着いた伝えることを意識した語り口で報告がされたのがよかった。

具体的でよかった（ビデオを見ることで授業構成がよくわかった）。

実際に教師を目指すものとして、授業レベルでどう扱うか、また、社会生活の中のあらゆる場面の根幹に法があることを、どう生徒に教えるのか参考になった。一体どの時点で契約が成立するのかなど自分も知らなかったことが多々あったので非常に参考になった。

学習プラン（指導案、ワークシート）モデルが参考になりました。

授業のイメージが明確に提示できたのは良かったと思う。従来の授業とどう違うのかが一般の先生方にも分かりやすくなるとうい。大切なのは法教育の全体像を示すこと。

具体的な教材及び実際の授業風景をもとに解説されていたので、とても参考になりました。

特に「契約」に関する授業、携帯に関しての事例ができれば最も身近であると思います。

法教育のねらいをよく理解した上で、司法の専門家などが協力しながら具体的な身近な事例を取り上げて教材化しておられるところが素晴らしい。参考にさせていただきたい。特に司法が紛争解決に果たす役割を生徒が授業を通して模擬体験的に理解していく過程に意味があり、このような授業を作っていくことが大切だと思う。

法教育の事が授業の中に取り入れられている事がわかったから。

子どもに法理念をいかにわかりやすく教えるかというテクニック、双方向の授業が大切なことが理解できた。

実際の授業での生徒のナマの反応が見れたこと。

具体的によくわかった。

契約の中身を図式モデルを使用する点、司法制度の説明と裁判傍聴とをつなぐものとしての裁判の中身の授業という点は大きな参考となりました。刑事裁判について学んだとしても「裁判員制度の導入」については必ずしもうまく結びつかないのでは？と思いました。むしろ陪審制などの問題を考えていかねばと思いました。

ワークシートやハプニングカードなどの補助教材の活用法がとても勉強になりました。

実際に授業風景を見ることができたところ。

具体的事例が大変参考になった。

生徒の考え方がよくわかった。

3人～6人の集団で話し合う場面をもっと知りたかった。教育の方法の問題を考え、取り入れるべきだと考えるから。

- ・生徒の活動のさせ方（単に考えるというだけではない）
- ・弁護士の方との協力など。

具体的な事例があった。

短時間でもうまくやれば効果をあげることはできる。...でも十分ではないのでは...

実践が具体的であり資料もあったのでとても参考になった。自分の手で実践していきたいと思う。

どの程度の内容なのか話を聞いてイメージができた。

具体的な授業実践，指導案等すぐに授業に応用できる。ただ，具体例が実際の判例から取り上げてもらえればと思う（けんか，交通事故など，今回の報告は難しい，少々無理がある）。

- ・具体的な教材例，代替案，時間数が考慮されていたこと（永野報告，吉田報告）。
- ・事例の選び方に実務家の助言が必要であること（吉田）
- ・裁判所見学では，よく刑事裁判から見るように勧められる。民事裁判の方が身近だと授業内では教える。体験学習と教室学習との教材に違いがある場合の生徒向け説明なり，対処について知りたかった。

自分がまだ学生なので教える機会はないと思います。しかし，もし自分が教育者になった時は利用しないと思います。

実際にビデオでの紹介もあり，わかりやすかったと思います。

中学生の実態をよく吟味された上で，実際にやってみたいと思う実践例だと思いました。自分の授業でも取り入れたいと思いました。また，教員だけではなく法律の専門家の方々もチームに入って話し合われたという点はとても意義があったのではないのでしょうか。

私法，特に契約の教材化

2人の現職の先生と一緒に法教育を育む姿に感心しました。特に永野先生の取組みは法律家ではできない指導方法だと思います。法教育の主人公は法律実務家ではなく，やはり教育家だと思いました。

実際の授業風景（欲を言えば実務家と生徒が話し合っていたシーンについてクラス全体の画が見たかったです）。

実際の授業のプランを提示していただいたこと。

実際の授業の進め方がわかり参考になった。

報告書にある教材を見ても，正直，これが何か役に立つのか？という気持ちだったが，VTRを見て子ども達が生き生きと活発に意見を出し合う様子や契約発生が売ります買いますの言葉を交わしたときだということに驚く様子を見て教材の大切さを知った。

授業のねらい・構成・司法制度の知識を教えるというねらいの設定がオーソドックスだと思いますが，司法制度改革における国民参加の推進の立場に立てば，当事者意識を育成することは大切だと再認識。

ワークシートなどが参考になった。

パネルディスカッションの御意見など（どのような点が参考になった、あるいは、参考にならなかったでしょうか。）

どういう考えを持って研究会に参加されていたのか、文字だけではなく実際に聞いてよかったように思う。

後藤直樹先生のように法教育に熱心な弁護士の存在。

法学者と教育者と法曹家と市民との法意識への温度差が浮かび上がっている現実を感じた。ちなみに弁護士の後藤先生のお話には大いに賛同するところがあった（8月の日弁連シンポで見事に法教育病にかかったひとりです）。

大杉さんの教員としての話をもっと聞きたかった。法教育の重要性について、特に安藤さんの身近な意見に共感し、自分なりに少し理解できたような気がします。

- ・法教育が目指しているもの。
- ・従来、弁護士等が学校で教えてきたこととの違いがわかった。

裁判員制度と法教育の密接な結びつきについて取り上げられ、興味深かった。私も人生を既に3分の2以上経過しており、残り少なくなっているのだから、ぜひ裁判員制度が実施されたらやってみたいと思っているのだが、国民の40人に1人しか経験できないので、当たる確率2.5%なのは残念。

裁判員に期待されるのは「フェアであれ」ということだという点に納得でした。

私は「法」を今までよりは意識するようになるでしょう。

「法」に対してもやもやと感じていた疑問などがみなさんの意見を聞くことではっきりし、問題意識を持つことができました。

議題が消費者保護に偏っていたのが気になりました。

「公平な見方」を育てること、私的自治の重要性

安藤さんの生活に根ざした意見は非常に参考になりました。私は法学部政治学科に所属している大学生で、法については概要を学んで参りましたが、基本は安藤さんと変わりません。私も、もう少し勉強しなければと再認識いたしました。

いろいろな立場の方が違った視点で話されたのが印象的です。

- ・会話というのはとても分かりやすい。
- ・具体的で感情があるもので伝わりやすい。

生の声が一番、そして何よりも平易、わかりやすい。

全員が「わかりやすく」という感じでお話されていました。そのとおりだと思います。

「法教育」の重さを実感しました。

少しでも多くの方が幸せになるために法教育は必要だということ。今、盛上げていかなければいけないと思いました。

多角的な視点からの発言はとても興味深く聞かせていただきました。法教育を特別なものとしなないことの必要性を強く感じました。

専門家・実務家・一般市民（に近い感覚を持った人）の様々な視点から法教育を見ることができた。「もっと目線を下げて法教育を広めてほしい」という安藤さんの意見に賛同します。

土井氏の「わからないことは説明を求めるべき」という裁判員制度の前提の話はもっともだと思った。しかし、これは訓練によってのみ身につくものであろう。性格に近い意識だと思う。

身近なレベルの話も多く面白かったです。

司会の発問が非常に良かった。

法教育に対する具体的なイメージが湧いてきた。すべての方が法教育研究会に関係のある方だったが、市民、教育者、法律実務家、研究者とさまざまな立場の方からお話を聞いたことがうれしかった。

国民の法意識，民意，民度に関し多少の意見が交わされた点。

安藤さんの話が歯切れよく興味深かった（どちらかというと教師，官庁の方の話をうかがうことが多かったので，一般的な意見として市民の思いを代表してくれているように思えた）。

扱うテーマ，事例が広すぎ問題が浮き彫りにならなかった気がします。

親による法教育が大切だということ。

土井先生の意見 小さいときからみんなでルールを考える。

法教育研究会に携わる第一人者の問題意識，現行の議論の内容が分かったこと。

様々な立場の人が参加して発言されたこと，法教育の重要性を再認識した。

時間が限られていたためか，深い議論にならなかったのが残念であったけれども多角的な視点が紹介されていた点において有意義であった。

重要性については参加者はある程度把握していると思われるので，「法教育は重要」というところから飛び出た具体性がほしかったです。

法教育の目的についての補足をしていただいたので，より具体的な法教育の全体像が見えてきました。

法教育の重要性を再認識でした。

報告書の要約ではなく，さらに広い視点で法教育の未来を語れたのではないかと考える。

様々な立場からの話が聞け，大変良かったです。

それぞれの立場からの意見が非常に興味深く参考になった。自分にもあった「法学 大学で学ぶような難しいもの」というイメージを払拭しなければいけないと感じた。

- ・コーディネーターの宮崎さんの突込みが適格で鋭かった。
- ・安藤さんの親の立場からの発言に共感する点が多かった。
- ・全体的に面白いシンポジウムになった。

初等中等教育で法教育をやる必要性はわかりましたが，今，最も必要なのは成熟した大人に対する法教育なのではないかと思い，その点での活動はあるのか知りたいと思いました。

法教育と裁判員制度の導入をつなげて考えると裁判員になったときに困らないためにも模擬裁判をとという発想が出てしまうかもしれないが，必ずしもその特化教育ではないことを土井真一さんの発言で確認できた。フェアネスとジャスティスついて幼い頃から考える機会を支えるような教育実践が必要だと考えさせられた。

法教育の事が広く一般の人達に学んでいってもらいたい事が大事とわかったから。

いろいろな立場の人のさまざまな見方を聞くことができた。

各分野の方からのメッセージありがとうございます。

様々な問題を訴えるため、やはり議論は散漫にならざるを得なかったのだと思います。例えば、法教育に批判的な人あるいは現在の司法改革の問題点を指摘する人がいれば議論は明確になったのではないのでしょうか。

特に安藤和津さんの発言内容に感銘する点が多く、さすがだと感じました。

法教育とは公正さ、公平さを学習する教育であることを確信しました。

いろいろな立場からの意見を聞くことができたところ

法教育は人間教育である点が再確認できた。

いろいろな立場の意見が聞けたこと

小学校の学習指導要領に「きまりを守る」を聞いたかった。きまりは誰がつくるかも含めて。市民憲章も聞いたかった。「きまりを守り、住みよい町をつくりましょう」などがあるから。

一般の人が法に親しむことが重要である（専門家育成ではない）と強調されていた点

法曹養成との連携は触れるべきだ。

- ・ 社会に出るのに必要な知識
- ・ 自分を守るため

それぞれの立場から法教育をどのようにとらえているかがとても分かりやすく話がされとてもよかった。

法教育とは言い換えれば、法（裁判）は誰のために何のためにあるか、どのようにして行わせるものなのかを教えること、体験的につかむことがはっきりした。

パネリストの方々がわかりやすく話をしてくれた。大学教授、弁護士でありながら法教育を最も必要としている人たちのことが十分に分かっていました。

- ・ 土井先生の発言「わからない自分が悪い」ではなく、わかるように専門家に要求できること。
- ・ 「正義」「Fair」の考え方、感覚を強調されたことが印象的、しかし、その用語自体に多文化性があり、対話の必要があることまで立ち入っていない。
- ・ 話の方向として「トラブルにまこまれない人」の育成に偏ったような印象。

大学教授や弁護士、母親、教育者等、4人に4つの視点で話が聞けてよかったと思います。

それぞれのパネラーにもっとお話していただきたいという内容も多々ありました。各パネラーの方が自分の体験、専門性を踏まえた内容で発言されていた点がとても参考になりました。

法教育が一般にも分かるように家庭の法学みたいなものなのか。

パネラーの方々が専門又は専門以外の立場で法教育の必要性を熱く論じられるのに大変共感をもちました。法が専門家のためにのみあるように思い違いをしている大方の専門家に聞かせたいディスカッションでした。

- ・ 様々な立場の方々が各々独自の立場で法教育の在り方、必要性等を検討していただいた点
- ・ 日本の「法」意識への問題が、より鮮明になったと思います。

裁判員として必要な資質など

法教育の必要性，教育現場での位置づけが理解でき参考になった。

法教育の効果にあるという確信がもてた，裁判員制度についても不安が解消した。

法教育の目的が人によって違っていた。

Q3 今後、同種のシンポジウムが行われた場合に、どのような人から、どのような話を聞きたいですか。

より多くの実践されている学校の先生方から話が聞ければ、と思います。あと、法学、教育等の分野の方が多く感じるのので、個人的視点から心理学、マクロ的視点からの社会学、また脳科学や精神学の分野の先生から「法教育」についての話を伺いたい。法的知識を身につけた人間を育成していく、そういうことでもあろうので。

教育大学の先生で中学教員を目指している学生に対して法律を教えている方。

- ・法教育を生涯学習とリンクさせた実例を聞いてみたい。
- ・青少年の逸脱行動について実践的に取り組む水谷修上智大講師から話を伺いたい。

- ・裁判官の方から 法教育についての意見
- ・現場の先生から 法教育を行う上での問題点など

教育現場の先生方から、現在の教育現場の現状と法教育の必要性、導入の可能性を聞きたい。

やはり現場の社会科の先生がどんな試みをやっておられるのか、その実例を幅広く紹介していただけるとありがたいと思います。法科大学院の具体的な教え方（短時間で紹介は難しいかもしれませんが）を教えている側の人から。通信教育や司法試験塾の講師（佐藤真とか）。

国民生活センターの消費者問題・消費者教育・問題解決について話を国民生活センター・弁護士の方々の話を伺いたい。

外国の法教育関係者で実際に企画・実践に携わっている方の話が聞きたいと思います。

実際にクラスで法教育授業を行った先生に、その準備や生徒の理解度、学校側のサポートがどうだったかを伺いたい。又、裁判所へ傍聴に行くこと、そのときの生徒の反応、出前授業について生徒の理解度やその内容のバランスをどう思ったか聞きたいです。

法律を絞った内容と事例（独占禁止法，不正競争防止法，著作権法など）

模擬授業を受けた生徒に感想を聞きたい。荻原弘子さんをはじめ、マスコミの人の話も聞きたい。これからどう広めていくのか。

江口先生

教育現場での実践例，発達段階に区別して...

様々な立場の方々から、多角的な意見をうかがいたいと思います。まだ、現場への法教育の浸透率は低いものと思えます。ですので、現場の先生方からの意見が知りたいと考えています。それに加えて、やはり実務と無関係にはいられない分野なので実務家の方々のお話もうかがえれば幸いです。

同様のシンポジウムを地方でも開いていただきたい。

あと数回いろいろな方から生の声を聞きたいです。しかし、堅すぎるひとではなく、今回の方々のような。

裁判官から裁判のあらまし。

小学生，中学生，高校生，大学生の声を聞きたいです。

朝日新聞社の豊さんから法教育の在り方のような話を聞いてみたい。

前期中等教育での授業実践が中心だったように感じますが、それ以外の初等又は後期中等教育についても実践例を見てみたいと感じます。また、さらに多様な法律・教育界外の方の参加を希望します。

文科省の担当者から現実にすすめられている（これからすすめられていく）政策を聞きたいです。文科省として法教育をどのように考えているかなど。

現職教員に法教育をすすめていく上での課題などを聞きたいです。

- ・できれば現場で実践されている生徒たちの授業指導案があるとありがたいので現場教諭の発表が多いものがあるとありがたい。
- ・大学の教育学・法学の先生なども聞きたい（授業の位置付けも含めて）。

法律実務者による法教育実践の報告（社会科教育の観点から）。授業記録の分析、授業を受けた児童生徒による感想。受けたことによる変化した意識等。法教育研究者による研究成果。社会科教育研究者による授業分析。

- ・教育現場の人の様々な実践
- ・教員養成担当者から今後の課題
- ・法学研究者から理論について

- ・消費生活センター相談員
- ・一般市民も参加したパネルディスカッション

教育現場で教師がどのような実践をしているかについて、その内容（ケース）をもっとみてみたい。

中学・高校で授業をされた実務家

他国の法教育

土井真一先生の話をもっと聞きたい。ご活躍のご様子嬉しく思います。

- ・模擬授業の参観などできればよい。
- ・教師、弁護士の連携授業など。

各法律実務家や家庭現場の方々の横断的な取組みについて。

日本の憲法学者を中心としながらも、もし、西欧で同じような司法教育が行われていれば、それらを視察した人。

教材を作成された方がどのように指導案を分析したのか等、これから実際に教材を作る上での方法や方針について話を聞きたい。

教育現場で法教育を行うにあたっての具体的問題点、「現場の教師は忙しすぎるなど」を知りたいです。

教師、生徒、父兄

法教育を研究なさっている方々の授業の様子を知りたいです。

法教育を実践しようにも時間の制約や教える側の問題など様々なジレンマがあると思うので、そのあたりの話を聞きたかった。

- 1 江口先生 外国の法教育カリキュラムについて
- 2 法社会学者 日本人の法意識について調査データを持っている方
- 3 社会科教育の実践者
- 4 深谷昌士先生 教育社会学者、子どもの意識調査を継続している先生、子どもの規範意識について
- 5 中・高生 子どもの側から語ってほしい

日常起こりやすい事例で一般講座か、例えばNHKの放送の中でできないでしょうか。

生徒が実際にどう考えているのか聞いてみたい。

法教育研究会に参加しておられる市民，教員，法律家などから話を聞きたい。特に市民の方がいらっしゃれば（本日は教員，弁護士の方も出席しておられたが），また実践報告にもう少し時間をかけて聞きたい。

弁護士さんから世の中に一番多い事例を通しての説明について。

自治体の教育委員会関係者等より，現場の観点からの話を聞きたい。

教科書を作る人たちから，どういうふうに法教育を扱っているかを聞きたい。

諸外国の中高生に対して具体的にはどういった内容展開で授業がおこなわれていくかといったことを紹介できるような方のお話が聞きたいと思いました。

現代人文社が発行している「法教育の可能性」を執筆した法教育ネットワークのメンバーの話を聞きたいと思います。その理由は、おそらく、このメンバーが日本の法教育の先駆者だと考えるからです。

現場教師

現場の教員の話（実践）できれば研究校ではなく，一般公立学校

弁護士や小・中の法教育を実践されている人から。

国会議員にも

供給側ばかりが登壇している。これからは一般国民が主役というならそうすべき。今，一番相応しいのは法科大学院生だ。ちょうど法の供給～需給の間にある。新年度の矛盾点も具体的に示せる。

文科省，政治家，経済界 教育の中の位置付け

消費生活センターなど生徒と法的問題に直接かかわっている（あるいは事例をもっている）方から話を聞きたい。

- ・教員養成系大学の教員からカリキュラムの工夫，とくに長期的データ，取組み，体験学習（裁判所見学）の有効活用法について
- ・裁判所（職員・裁判官）から体験学習のカリキュラムについて模擬裁判のシナリオの書き方に生かすため
- ・外国の社会科教員 法教育を活用していると自負している国，そうでない国の教員
- ・地域色を生かした教材

今後は模擬授業に行っているところを見学したいと思う。（今日使ったホールでよいと思う）

今回のような実際の授業実践の報告を様々な現場の先生からお聞きしたい。アメリカの法教育の実際を紹介するような話を聞きたい。

後藤先生

国会議員や最高裁の裁判官等，法を根拠に仕事をしている方のお話を聞きたいと思います。最高裁の園尾局長のお話はできるだけ多くの人に聞かせたいといつも思います。

- ・教育を受けた者の意見を聞いてみたいです（高校生，中学生）
- ・外国において，法教育を先駆的に実践されている研究者，教員等の話をうかがいたいです。

外国の法教育について

教材VTRに出てきた弁護士の方々に子ども達と接した際の感想などを聞きたい。

高校の実践，T - Tや総合学習の実践，司法制度改革を推進した中坊公平氏の講演。

Q4 今後、法教育を普及・発展させていくためには、どのような取り組みが重要だと思いますか。

実践を通しての法教育の定着ではないでしょうか。

このような催しをもっと定期的に関くこと 認知度の向上
刑事裁判への裁判員の参加とともに、民事裁判についても一般市民を参加させ、損害賠償額の算定等も行わせること。

- ・ 国家公務員として痛感する官庁間の縦割り意識や局間意識の撤廃
- ・ 法曹三者の社会への更なる浸透（特に大学教育にたずさわる法律学者や弁護士）
- ・ 法科大学院成立後の法学部教育の再構築
- ・ 法教育とリンクすべき公民科と家庭科との意識共有の浸透

- ・ 現場の教師への伝達
- ・ 各家庭・地域への伝達
- ・ 大学の教職課程にも取り入れる

- ・ 教職員への研修
- ・ 法律家への広報

一般人のレベルアップか、専門性の高い教育をもっと普及させたいのか、視点を分けてそれぞれのアプローチを考えること。法学はやはり実務教育的側面が強いので、ニーズとの関係でどこまでやるかやりたいかを考えるべきです。

クラスの中にどんどん司法に携わっている法曹三者が入ってくることで、ナマの体験を子供にさせることを小中学校からやってほしい。修学旅行のように単なる旅行をさせるのが普通の学校システムになっていて、それを変革するのが難しいので、外圧で（例えば指導要領などに明記して頂いて）実体験型授業を推奨してもらいたいです。

法学をほとんど学んでいない教師が、社会化担当であっても多い点
が最大の問題であろう。歴史の先生などと、公民の先生とは、免許を
分け、免許に必要な就学科目を区分し、公民を教える先生には、法律
をたくさん勉強しなければならなくすることが、法教育の普及・発展
には必須であろう。

日本文化を考えると、「法教育」にも何らかの形で「情」を取り入
れてほしい。

学生には、学校における訓練が必要であるが、すでにそれから離れた
人には今回のようなシンポジウムを連続的にされればよいと思う。

学習指導要領の中に明確に位置づけていくこと。

制度の紹介にとどまらず、何故法を守るのか、どのようなメリット
があるのか深掘りした対話が必要だと思います。それから社会的な
アプローチも必要だと思います。例えば20年以上前に問題化した隣
人裁判に対する社会の反応などから高校生に制度と現実のギャップを
考えてもらうのも良いかと思えます。

学校教育の中で、教育課程を崩さない範囲で「法教育はこのよう
に行うことができる」という事例を示すこと。教育界は、個性尊重・自
己肯定感をクローズアップしてきたことで、他者とのかかわりが軽視
されてしまっているように思う。しかし個性は他者とのかかわりの中
から生まれてくるものであると思う。特に小学校では、この法教育に
他者とのかかわりの基礎を築くことになるのではないかと。そして、こ
れは生きていく上での基礎でもある。文科省は、もぐらたたきのように
出現した問題ごとに「法教育」を現場に下ろすのではなく、もっ
と全体を見た施策をしてほしい。現場でも実際の子どもの問題を見
つめる目を更に磨きたい。英会話活動よりこちらの方が先ではない
だろうか。

専門家と学校の協力，教師へのレクチャー

現行の教育制度では教科の中に法教育を組み込んでいくのは難があると思います。よって、まずは教育制度の見直しが課題になるのかもしれない。私自身が中高生のときにも司法は遠いものでいた。意識の上から改めていくことは非常に重要なのだと思います。

教職課程における「法教育」に関するカリキュラムの導入，その上で，教職専門大学院と法科大学院との連携。

法教育の必要性の教育 現職教員の再教育 保護者への啓蒙
弁護士会等と学校との連携

現場では、カリキュラムのあり方がもっと変更されなければ対応できない部分があるでしょう。また、入学試験についても変更される必要があると思います。

司法制度改革がここまで進行しているとは知りませんでした。どんどんPRをしてください。TVを使って！

小・中・高・大学にとどまらず、幼児から社会人，外国人，高齢者，障害者，受刑者，病気療養者，労働者（正規・非正規・パートタイマー・フリーター），ボランティア等々，一般市民（活動を含めて），さらに企業，学校，組織（コーポレートガバナンス・セクシャルハラスメント・男女雇用差別等々）にも拡大する必要があります。

高校段階での法教育の在り方について考えてゆきたいと思いましたし，そうした取組みが必要だと思っています。

私は消費者センターの相談員です。学校での授業と同じようにピザを頼んでも契約です。印鑑も署名も必要ないでしょうか？という話をしています。センターの相談員も参加し，市民を含めて広げていけたらと思います。親が子どもを悪くしていると相談を受けていて感じています。私も共に取り組みたいと思っています。

教育現場で多忙を極める教師が，しかも法学部出身でないと扱うのは難しいようにも感じます。しかし社会科だけでなく，道徳や総合をはじめとする他の教科との連携を考えていかなければならないのではないのでしょうか。

現職教員への研修制度の充実。

・法曹三者（裁判所・検察官・弁護士）の協力 各地バラバラで個人担当者の好意によって運営されているので最高裁や日弁連などの上位団体のリーダーシップを期待したい。
・対教員に対する研修会，シンポジウム（取り組んでいる教員も少ないので，なぜ実践する必要があるのかを広める必要はある）各地で行ってほしい（東京は遠い！！）

子供より前に，現場の教員に対して，法の思想や機能・概念を教える場が，研修などの形で必要。自分も社会科は歴史などが中心で法についてはほとんど教わらなかった記憶があるので。

文科省と共同で学習指導要領について検討・修正を加えるべき。法教育についてプレスリリースするだけではなくCMを作成・放映するなどする。やはり文科省との連携が重要であるように思う。

現場への研修，大学入試の改革，大学（法学部・教育学部）で法学部の授業をする。そのために法教育を学問として体系だてる，法教育学会の創立。

・今の型のままを進めることに加え，もう少し司法の制度の機能，利用状況，消費者問題，社会問題についても，法教育の中に組み込んでほしい。
・アメリカ型の模倣だけでなく。

- 1 弁護士会，司法書士会などを中心に，各地域都道府県単位よりは市町村単位で模擬裁判，司法講話などを行う。
- 2 学校の文化祭で模擬裁判を実施し，地域の人々の関心を高める。
- 3 自治会，地域法人会を通し，裁判所見学等を実施する。

マスコミとのタイアップ、連携。自治体レベルの広報誌とのタイアップはいかがでしょうか。

「法律の成り立ち」「その法律の意義」についての学習があまりにもなされていない。なぜその法律ができたのか、その法律が存在していることによってどのような効果があるのか、こういったことを学ぶ場面がない。全体を見ずに一部だけを取り上げて意味がないし、学ぶ側も学ぶ意義が見出せない。

- ・今回のビデオであったものを必要科目として教育する。
- ・サラ金と破産の教育も必要です。

現場での試み、実践をしていくことが重要だと思う。それを通じて効果を量り、教育の在り方を確立していくしかないだろう。そのためには、関係者の連携も重要になってくると思う。

産婦人科にチラシをおくというアイデアに納得した。

- ・多様な教材の作成
- ・現場での実践

- ・広報（新聞、電車広告、インターネット、書籍等を利用して）
- ・総合学習の利用

- ・法務省と文科省の両省における研究会の発足、今日作り、それに伴う教科書の改良。
- ・授業時間の確保

今回、報告された教材は生徒たちが参加する形で作られていて一方的な講義形式では見につかない。このようなプログラムをたくさん創っていただき、各地の教育現場で使えるようにする取組みが有効だと思う。

- ・学校教育の現場で使える教材の提示
- ・法教育の研修会、研究会の充実

現在、法教育の問題は法務省が中心に研究・計画されているように思われる。しかし、法教育が学校教育の現場で日常的に行われるには文科省に一層力を入れてもらう必要がある。特に地方公共団体のレベルでは、消費生活課の企画になかなか学校教育者の協力が得られないなど縦割行政の弊害をもろに感じる場合があります。

まずは正規にカリキュラムに導入すべき、その際には実務家との連携を是非考えて欲しい。

安藤さんがおっしゃっていたように、まだまだ「法教育」という言葉は知名度が低いと思うので、さらなるアピールをしていくべきだと思う。教育現場における、現場の先生に対する研修、指導など。

- 1 現場の教員向けのパンフレット、教材集の作成
- 2 教員養成、大学・学部への支援
- 3 科研費に期限付きで「法教育」のジャンルを設け、資源を投入する。
- 4 学習指導要領の再構成、文科省は本腰を入れてほしい。

法専門家の活用を積極的に図るべき。

保護者を含めて大規模にできれば、一番効果があると思うのですが。例えば専門家とスペシャリストの教員がベストの授業を講堂などで1学年全体に2Hでやる、など。

法教育の先進的な国のやり方を参考に教材の蓄積が増えるとよい。もっと法務省からのPRを（難しいかな）。学校としても公民科、家庭科の授業から発言できるようにしたい。本校はキリスト教主義学校なので聖書科でも。

子供の学級の授業に取り入れて親御さんや大人の人達につながればよいと思う。

小・中・高の法教育の系統性のあるカリキュラムと教材の開発と全国的な親や教師への啓発。

教材の作成及び法教育の重要性についての広報

弁護士などに出前授業を頼みたくても手段がわからない学校、あるいは教師のために各地の出前授業を円滑に依頼、進めるためのネットワークをつくること。

法教育は難しいものでなく身に付けるものと意識できれば。

- 1 法教育を実践していくための授業案をどんどんストックしていったそれを学校現場に宣伝していく。
- 2 どこかに法教育に役立つリソースセンターをつくりインターネット等でそれらを無料で学校現場に提供していく。
- 3 現場の教員たちは昨今のすさまじい管理の強化の中でつまらない業務に忙殺され授業のことを考える意欲を失いつつあります。「いい授業をつくる」自主的な活動を援助するシステムをつくっていく。

日本の教育を荒廃させている一因でもある文部科学省にはあまり期待できません。だからこそこの分野では法務省と日弁連がリードされることを希望します。具体的には法務省と日弁連が協力して各地の小・中・高校生を対象にした学外授業を実施される活動を展開されることが大切ではないかと思えます。また、いろいろなどころで今回のようなシンポジウムを開催されることも広報活動という点で重要だと思えます。

今回の催しも継続的な活動が望ましい。

やはり法務省と文科省の連携

関係機関の相互連携と具体的事例の蓄積・検証

- ・多くの実践とノウハウの提示 時間の確保（教科や総合）の例など。
- ・学校教育になぜ必要なのかの明確な答え。

法曹界と教育の現場がもっと連携すべきだと思う。地域レベルでの連携がはかれればいいと思う。

- ・人権教育・啓発白書（平成15年版）を法教育の中に取り組みべきではない。
- ・3人～6人の集団で考え方を述べあうことが重要だと思う。

何が正しいかという基本は早期に教えるべき。中学以上では、日本の最先端での法律紛争事例を教材にいれるべき。異文化との対応が一般国民もいずれ必要となっている。ごく一部の者がやっていたらよい時代ではない。

カリキュラム 時間を確保できること
受験競争の中にどうやって組み込んでいくか この中に入らないと時間枠はとれないのでは？入ることがよいこととは思えないけれども現実的に考えると取り込んでいくしかないのでは。

授業実践報告、何をどう教えるかが明確でない、どのレベルのものをどれくらい教えるのか、大学での法学と住み分けはいいか？法の基礎を教えるというのは専門課程でないにしても一般教養レベルの大学の講義と似ていないか、この辺をはっきりさせた方が教えやすい。法教育の学習指導（内容）での位置づけを明確にする。

授業実践報告、何をどう教えるかが明確でない、どのレベルのものをどれくらい教えるのか、大学での法学と住み分けはいいか？法の基礎を教えるというのは専門課程でないにしても一般教養レベルの大学の講義と似ていないか、この辺をはっきりさせた方が教えやすい。法教育の学習指導（内容）での位置づけを明確にする

- ・地域格差あるいは地域の個性を視野に入れた取組みが重要。メールで対処できるには限界がある。とくに小・中学校での授業に人が来るのと来ないのとでは刺激も違う。かといって法曹人口の少ない地域で都市と同レベルの協力を法曹に求めるのも酷、関連機関、地域の設備をどのように活用していけるか。でなければ、この取組みは都市部の一極集中で終わりそうな気がする。
- ・教員必修科目の「憲法」の教え方に工夫する必要があるのではないか？

教員の努力

やはり学校での法教育の時間を増やしていくべきだと思います。また、その際に、法に詳しい人を招くべきだと思います。シンポジウムの開催をもっと広く知らせたほうが良いと思います。

教員向けのセミナー，特に法律学とのセミナーの場（裁判所見学の後で）があるとよい。

- ・文科省による指導要領の改訂
- ・学校教育での法教育の必要性をもっとうながす改革

学校におけるカリキュラム開発
 法律家等の連携
 民間レベルでの取組み（研究会など）
 社会科以外の教科等での法教育の取組みを研究する

消費者問題と法教育をドッキングすることは一般の人にとって身近で分かり易いと思います。オレオレ詐欺や有料サイトの不当請求は格好の材料と考えます。残念なことは法教育について学校の先生や弁護士や司法書士だけの取組みとされていることです。

- ・教える立場の人間の養成（法曹の人たちがいかにわかりやすく生徒児童に法の精神，法教育を行えるか もちろん学校の教員の取組みを要す）
- ・学校教育以外の場で，法教育を学べる場をより多く広げていく必要があるのではないのでしょうか。

これから進められる初等教育段階での法教育の成果を生かすためにも現在の20歳以上についてもしばらくの間は並行して法教育が必要と感じているが，それらの取組みがなされているかどうか... と書いたところで重要性を判っている発言があって安心した。

国民主権との関連，主権者としてどのようにかわるか。三権分立においてチェック機能としての司法の位置づけを明らかにするような教材，授業実践。もちろん契約などの私法に関する実践例を厚くし裁判や法のイメージを変えることも大切だろうと思います。

学習指導要領にきちんと記述すること。
 教材の作成，教員の研修，社会科だけでなく家庭・地域での教育も学校教育とともに必要，商業科「経済活動と法」（旧「商業法規」）の内容の改善も必要。

Q5 本シンポジウムの感想，法教育に寄せる期待など御自由にお書きください。

情報の公開，また今後シンポジウムを今後とも継続して開催していただきたいと思います。

また学校に仕事を増やすんだなーと思っています。たぶん聞こえてくる声が「受験を考えたらそんな時間とれるわけがない」そして「そんなこと社会科（公民科）でやってくれ」，さらに「こっこの教科ではこういう話はしているんだから・・・」というものだろうとすぐ湧いてきます。教員が保守的だとよく言われますが，何かしようとするところに週五日制をはじめさまざまな枠があってすぐ抑え込まれる。すでに枠の外に出ることができた皆さんは枠や拘束の壊し方を広めていただきたいものです。「やりたいこと」と「できること」は違うし，時間という物理的な制約はどうしようもないものです。そればかりは何と言われても変わりません。

法教育という新しい概念に触れることができ有意義であった。

様々な発言を聞くことができ，現職で法教育を実践している私自身には大いに参考になった。ただ，佐藤教授以外の発言者の意見に大いにバラツキがあり，今後まだまだ大いに議論していくべきであろうと思った。私個人は教員であり，かつ私法学の研究者であり，教育と法との関係について考えているのであるが，日本における司法制度改革が進展するのに時間がかかるのと同様に法教育の醸成にもまだまだ試行を続けていくことが必要ではないだろうか。私も生徒から「法」へのSOSを受けることが多く，法教育を早く教育現場，研究現場のそ上的せてほしい。現に今年度の私法学会での法をめぐる教育時間の減少を問題にしたものだが，あまり法学者としては考えにないようで考えるところがあった。

授業報告が教育に関心をもっているのが，大変参考になりました。しかし，法の中で私達は生活しているにもかかわらず，裁判と聞くとめんどくさいとかお金がかかるなど，とても身近には感じられません。この意識をかえるためにも法教育はとても重要なのだと，今回のシンポジウムに参加して感じました。

授業紹介が具体的ですぐにでも使えそうなので来年以降も実施されるのであればぜひ参加したいと思いますが，2時から5時というのは遠い学校の出張には少しむいていません。1日内容は無理でしょうか？検討をお願いします。

弁護士などの法律実務家がどれだけ法教育に協力していけるか，弁護士会等の努力が重要になってくると思った。学校教育に限らず，社会人への法教育も必要だと思う。

掲示板・メール・携帯電話・電子商取引の中で子供たちは知らぬ間に契約や権利侵害の中にさらされています。どうぞ子供たちに法教育を提供するとともに自己の権利に関しても今後，法務省と文部科学省の協力のもとに期待する。

非常に有益でした。さっそく授業に取り入れたいと思います。ありがとうございました。
できれば教師向けのネタ本（どんな民事・刑事裁判があるか）を作っていたら...模擬裁判の事例etcなどでもOKです。現実の事例で判決文まで軽く触れてもらえるとありがたいです（本物を使うと長すぎるので...）
教師が法学部などに研修にいける制度が実は機能していませんので，文科省はその予算とルールづくりをしてもらいたいなあと思いました。今は「研修に行くのはダメな教員」というようなレッテルが貼られる状態（らしい）です。

とても有意義でした。

内容的にはとてもよかった。ただ，施設のほうは，やはり机（記者クラブなどにある小さなものでよいが）があった方がよかった。

大変ためになった。「法教育」の意味とその意図することがよく分かりました。

法教育は、はじめてであるが、開催は平日（土、日でない）がよいです。

必要最低限の知識、どれくらい知っておく必要があるかどうかを知らしめて、マスコミが先陣をきって取り組み、人々に伝えていかなければならないと思います。人々は情報収集能力が高いとはいえないので、情報を発する側にいる人が導いてあげることが必要だと思います。

今後、授業の中でどうしていくかなどについて、とても参考になりました。

私は企業でコンプライアンスを担当していますが、たいへん参考になりました。しかし、疑問が残ったのも事実です。社会正義の最後の担保として司法制度があることは良いのですが、できれば法律に頼らず、自分の良識で他人との問題を解決する人間力を磨かせることが教育の目的の一つだと思います。法化社会を前提に決めず、この国のかたちを十分に議論することが大切だと思います。

法教育のシンポですから時間どおりにやった方がよくないですか。

”文科省が、今後、どのように法教育をとらえ、かかわっていくか”が、これからの学校教育の中に法教育がどのように浸透していくかに深くかかわっていると思う。ただし、うまく通達が行われないと法律家を育てることと誤解される。

ますます必要性を感じました。法教育というのは一人一人が大切にされる教え方を勉強するという事等々。

現在は治安が悪くなったと言われています。子供たちに法律や司法の仕組みを理解させていくことで、その状況が改善されていくのではないかと思います。1点気になったことがあります。アメリカと日本を比べるのは有益なのでしょうか。アメリカはかなりの訴訟社会で、濫用の嫌いがなきにしもあらずだと思います。それに比べて日本は、できるだけ司法を避ける風潮が根強くあります。わが国独自の提案に基づく制度を考えていくべきなのではないでしょうか。

法教育の効果は大杉先生が言われるように実感しています。しかし義理と人情のからみをどう考えるか、今回の後藤先生のご回答でも今一つ分かりにくいです。早稲田大の先生が「『罪と罰』から『犯罪と刑罰』へ」を書いています。この点は理解できます。けれども深い人情を題材として「とおらせんせ」を観劇して、義理・人情をどのように考えるかと思いました。ありがとうございました。

- ・申し訳ない話ですが、「法教育」「法教育シンポジウム」という概念、機会を今回はじめて知りました。もっともっと広く知らせていただければいいと思いました。
- ・パネルディスカッションのようなものは興味深いですね。多くの市民の中にいる方々の生の声が聞けるチャンスだと思います。そしてこの活動をもっとインパクトを与え、各部署から知らせてください。
- ・今回の話は「社会科」にかかわるだけの話ではないように思います。法教育を実践しなければならない学校全体にもっとアピールしてください。お願いします。また参加したいと思っております。

フランチャイズ専門のコンサルタントをしておりますが、トラブル解決に役立ちました。お世話になりました。

子供たち自身が、いじめは不法行為（民法）であり、傷害罪にもあたるということまで考えさえるべきです。親も学校も教師も子どもや家族に対して加害者・被害者となることまで教えなければいけないです。自分を大切に、他人を大切に、社会を大切にする。正義と公平と自由と、重要な法的信念です。専門家のための法律でない市民のための法律であってほしいです。

もう一度今日学んだことを参考に自分のものとするべく整理・勉強させていただきたいと思います。楽しませていただきました。ありがとうございました。

法教育に積極的にかかわる方々からのお話をうかがえて参考になりました。ありがとうございました。

- ・法教育を実施していく上での児童生徒の法意識はどうなっているのか、その調査を大規模に行っているかどうか。
- ・訴訟天国といわれる米国でも近年変化が見られるようであり、例えば、他人を信頼することを前提に何でもかんでも裁判に持ち込むことは少なくなっているようだが、つまり、日本における調停が重視されているのではないか（ADR）。

- ・参考になる点が多かった。ただ、問題点がない訳ではなく、いろいろ問題点もあるはずである。私自身も実践を少ししている関係で指導主事などと話をする訳ですが、少なからず問題や連携方法がわからなかったりとある訳です。その教員として知りたいことをやってもらえると深みが増してくると思います（でもシンポは本当に良かったです！！）。
- ・法教育は「生きる力」につながる大切なものだと思います。法務省をはじめとするリーダーシップを現場の教師も期待しておりますので頑張ってください。

実際に法教育の取組み、学習指導案の実践について報告されたことが大きな収穫であった。今後、この実践をどのように活かしていくか、考えることが必要だと思う。

法教育は必要なものであると思う。多くの法学・教育関係者が法教育についての理解を深め、実践できる環境をつくってほしい。

東京だけでなく各地でもこのようなシンポを開催してほしい（今日、福岡から来ました）。

継続的なシンポジウムの開催を期待します。シンポに授業を受けた学生を呼んでみてはいかがでしょうか。

いわゆるゼロワン地域における法教育の在り方がどうなっていくのか興味深いです。お話をうかがっているとやはり小・中学校の教員の方・弁護士等の法律実務家の双方の努力があってこそその法教育だと感じられますがゼロワン地域ではそれは難しいのではないのでしょうか。一方で、最も法教育を必要としているのもそのようなエリアだと思います。法教育の普及ということを考えたときに、内容はさておき形式的な面ではゼロワン地域の問題はまず第一に考えるべきところなのではないのでしょうか？

法教育の在り方（目指すところ）、具体的にどのように取り組むかがよく見えました。

- ・法教育に関心をもつ人々や法実務家（それはバッジをつけている者ばかりでなく）と学校との連携は重要な鍵と思います。
- ・学校が地域コミュニティーの中にあって開かれた運営をしていくこと、それは、今、いくつかの市民からの校長任官などの試みとともにあるところだと思います。こういった動きは反論があるのかもしれませんが。
- ・成人に対しての教育、司法ネットがいかなる機能を提供できるか考えたい。

プログラムがよくできており、色々な立場の人にとって参考となるものだった。教師として実践に努めたい。

第2部が大変興味深かったです。今後を注視していきたいと考えております。

国民主権とはいえ主権は選挙以外に行使されることはまずない、一部住民投票などあるが全国的なものではないし裁判官の国民審査も十分に機能しているとは言い難い、選挙も組織的金銭的体質の中にあり国民の政治的資質はかなり古い、まして司法においてをやである。裁判員制度の実施を前に国民の司法的資質を向上させないと裁判員は裁判官のアクセサリー化してしまうし、邪悪週刊誌が興味本位に報道するであろう、法務省・最高裁には期待しえないが、弁護士会中心にやってもらうしかないか。
法務省でのスタートのあやまり 法（LAW）と法律（ACT）の混同、資料を読むと法と法律を同一視しているが、「法の支配」を根幹としたい（法の支配と法治主義を同一視してはいけない）。

法教育の実践（授業例）について触れることができ大変良かった。法教育研究会の議事録（Web上）にUPされていない資料について何か参照できるよう工夫していただきたい。全16回分の議事録をUPして欲しい。

本シンポジウムは短時間の中でよくまとまったものであった。法教育の必要性は理解できるし、そのように感じていきます。契約や裁判員制度についての教育も必要だと思いますが我が国が一番欠けているものが人権教育だと思います。これについては、小学生くらいからやっていく必要があると思います。

自己責任を強調するかはやや危険な面もあってバランスよく教える必要があると感じている。ただ、とにかく一層発展して欲しい。

スタートとしてよいシンポでした。

小学校における法教育は、まだ推進されていないと思います。現在、6年生を担当しておりますが、小学校段階でどのように法教育を取り入れていけるか悩んでおります。子どもは間違っただけを教える危険性もあることから専門家の方の助言が必要であると痛感しました。素晴らしい会を開催していただきありがとうございます。大変、参考になりました。

非常に満足している。また、参加したいです。

こういうシンポジウムは法務省のイメージアップにつながると思う。「国民のための法務省」を実感できるキャンペーンを作ってほしい。

これから法教育にスポットがあてられるためのキャンペーンとしても本シンポジウムが生かされるとよいと思う。公正さが失われつつあるのではという日本社会への懸念をもっているため、フェアネス、ジャスティスについて考えを身に付ける教育は、今、必要だと思う。

今後、このような形で、広く世間の人達に学んでもらう方向性を作ってほしい。

法務省が主催者となって開催したことに意義を感じる。今後は文科省も参加してほしい。

研究会は今月で終わったようですが、これ以降も定期的にシンポジウムとかを開催してほしい。

「法」を自分たちの問題として理解させていくためには、今、現実に学校の中で起きている様々な人材や法にかかわる問題を積極的に扱っていくことが重要であると思います。

もう少し時間があればと感じました。1日かけるくらいの時間を確保していただければと感じました。安藤和津さんは法教育の広告塔となっただけで全国で広報活動をなさっていただければと存じます。

現在、初等アメリカ法関連の研究を行っております。ドクター論文のテーマなのでこれからも研究頑張ろうと思っております。またいろいろシンポジウムに出席していきたいと考えておりますのでよろしくお祈りします。

これから大人になるにあたりとてもためになりました。

- ・法教育を知らない人（現場）が多い。
- ・冊子（パンフレット）を配るなど広報活動をしていったらどうか。

中学だけでなく、小学校の教材例を作成していくべきである。

法教育は大学入試の受験戦争を少なくする方向で取り入れていくべきと思う。

法専門教育との連携が必要，何をにおいても国家戦略が足りない。日本はどこを目指しているのか！新司法試験の合格数が定域年度で3000人というのは納得できない。合格率20%という点も合点がいかない。残り80%をどうするのか。パラリーガルとしての進路を国として明示すべき責任がある。

・はじめの「ごあいさつ」を聞いたときに法務省として「裁判員制度」のための整備としての側面が主目的のように感じられました。裁判員制度のための整備であるなら不十分では？少子高齢化で5年後20歳になる現在の中学生の割合は実際に裁判に参加する人のほんの少しではないか。一般市民向け又は裁判に参加させる人の為の「公正さ」に関する事前教育が必要ではないか。
 ・このシンポに参加したきっかけはどちらかというと，社会に出てから法的な無知で泣かない為に子供達にもっと身近な法的な知識を身につける必要があるのでは？と自分の体験から思ったからですが，はじめのごあいさつを聞いて裁判員制度のことが主眼であるのか，と妙に納得しました。でも現実の受験競争にきちんと取り込まないと効果がないのでは？

私は山梨で教員をしています。今，3年生の公民を担当しています。私の学校ではここ数年3年生の希望をとり，甲府地方裁判所で裁判の傍聴をしています。10月には甲府地方裁判所からお声をかけていただき，40人を選挙社会の一環として模擬裁判をさせていただきました。このシンポジウムに参加し，法教育の重要性がよく分かりました。企画していただきありがとうございます。法教育が底辺から広がるよう努力していきたいと思えます。

法教育と大学での法学との違いは？実益はないと思えますが，法学の高校への前倒しではないかという質問にはどう答えたらよいか？何となく「法教育」のイメージが少し形づくられたような気がする。

現在の教育課程では法教育に時間をかけるのは難しい。資料をただ学校に配布するだけの打ち上げ花火に終わってほしくない。具体的にどのような授業が大切かなど分かりやすい説明がほしい。

・意欲と能力を備えた人々の取組みを公開していただけたので大変参考になりました。
 ・しかし，モデル的に集中して行われた授業，整えられた教材を見た私たちが同じように決して授業できない。
 ・従来の教科，学習事項（道徳・倫理・公民科・社会科）とのクロスカリキュラムの生かし方が議論されるべき（最後に大杉発言あり）例）道徳教育と「正義」の観念など 関連発言として「ケア」の必要性（後藤）
 ・弁護士と教員の連携が難しい地域もあることを踏まえるべき。弁護士会からの働きかけについてパネリストは強調していたが逆の場合もあるのでは？ 教員が働きかけても弁護士会の対応が消極的
 ・教員養成課程用のカリキュラムが必要ではないか。今回は「法についての知識」という抽象レベルで終わっていました。

非常に面白かったです。また，勉強になりました。次回は名古屋のほうでもやってほしいです。

今後，このようなシンポジウムが開催される場合は連絡をいただくと幸いです。

・非常に勉強になった。
 ・法務省の意気込みが感じられた。
 ・中学校だけでなく，小学校や高校での法教育についても取り上げてほしい

基調講演をはじめすべてのプログラムが大変意義がありました。消費生活相談員の一人として何かできるのではないかと思います。周囲に声をかけていこうと思いました。後藤先生のお言葉の「法教育」の菌をできるだけ広くバラまきたいと思いました。

・教員である以上，わが社会にどのように映し出されるかは，ある程度の時間を要することと考えます。である以上，この種のシンポジウムにもできるだけ定期的に長期にわたって設けていただければよいのではないのでしょうか
 ・憲法の人権思想，民法の基本原則，つまりは憲法と民法の役割について，どう考え，どう実践していくのか考える必要があると思われま。

とても有意義だった，教師でもない一般人だが法教育に関する動きには注目していきたい

授業でやったことを記憶していないが「何をやったか」を記憶している卒業生は多数います。ここが「法教育」など「取り組むべき事柄」を扱う意義ではないでしょうか。すなわち主権者となって様々な場面向き合ったとき「何をやってたか」のイメージから出発して様々な活動や手続，相談，制度活用などが可能かもしれないと思われるからです。